

# ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を安全かつ適切に運用管理するための諸手続を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則における用語の用法については、以下別途定めるものを除き、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」運用管理規程の例によるものとする。

## 第2章 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運用管理

(システム管理責任者)

第3条 システム管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- (1) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用に係る参加機関管理責任者の指導及び監督
- (2) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用に係る利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)の管理
- (3) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用に係る利用機関識別番号(利用機関コード)の管理
- (4) サーバへのアクセス状況・稼働状況の確認、データの保全状態の把握、取得したアクセスログの検証及びデータのバックアップの実施等
- (5) その他「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運用及び管理に関すること。

2 システム管理責任者は、前項の業務を補助するためシステム管理補助者を置くことができる。

(システム管理補助者)

第4条 システム管理補助者は、システム管理責任者が指名する。

2 システム管理補助者は、システム管理責任者の指示を受け、次の業務を行う。

- (1) システム管理責任者の業務の一部の代行
- (2) システム管理責任者不在時の業務の代行

3 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理責任者に報告しなければならない。

(参加機関管理責任者)

第5条 参加機関管理責任者は、次の業務を行う。

- (1) 当該機関に設置した「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」のための機器、ソフトウェア等でシステム管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の管理
- (2) 当該機関に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 当該機関の利用者の指導及び監督
- (4) アクセスしたデータの管理

(SNS利用申請者)

第6条 SNS利用申請者は、SNS利用者として登録の申請をしたSNS利用者の指導及び監督を行う。

(ウイルス対策)

第7条 参加機関管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」へのコンピュータウイルスの侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者は、常にウイルス定義ファイルを最新化し、コンピュータウイルスが「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に侵入しないよう注意しなければならない。

(参加申込等)

第8条 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に参加しようとする場合は、参照施設の場合にあつては、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」ネットワークシステム参加申込書（様式1）により、開示施設の場合にあつては、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」ネットワークシステム参加申込書（様式5）により最寄りの開示病院に申請し、利用権を取得して利用するものとする。

- 2 参加機関の長は、参加機関管理責任者を置く。
- 3 参加機関管理責任者は、自施設の利用者を定める。
- 4 参加機関管理責任者は、利用者が「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用をしなくなった場合には、速やかにシステム管理責任者に登録抹消申請を行わなければならない。
- 5 参加機関管理責任者は、利用者の変更があつた場合は、速やかにシステム

管理責任者に報告しなければならない。

- 6 ふじのくにSNSのみに参加しようとする場合は、ふじのくにSNS利用申請書（様式6）により申請する。
- 7 SNS利用申請者は、SNS利用者がふじのくにSNSの利用をしなくなった場合には、ふじのくにSNS利用解除申請書（様式7）により解除申請を行わなければならない。
- 8 システム管理責任者は、長期間利用していない利用者の登録を抹消することができる。

（利用者）

第9条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1） 自らの利用者識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示、又はこれを第三者に利用させること。
- （2） **Winny** その他の**P2P** ファイル交換ソフトの接続機器へのインストール及びその使用
- （3） 主治医の許可なしに病名を患者本人に公開すること。

（書式の追加変更）

第10条 同意を得るための文書及び様式1～7の書式変更を行う場合、また細則に付随する書式を新たに加える場合は、ふじのくにねっと統括責任者の認可を得ること。

（書式の保管）

第11条 同意を得るための文書は、患者登録を行った開示施設で原本を保管するものとする。原本を電子化して保管する場合、医療情報システム安全管理ガイドラインが定める基準を満たした場合のみ、紙の廃棄を可能とする。

2 様式1～7は、協議会にて紙を原本として保管するものとする。

（障害の発生）

第12条 利用者が故意又は第7条若しくは第9条の規定に違反することにより「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に障害を発生させ、又は接続機器を亡失若しくは破損させた場合、当該参加機関は、その故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を負担しなければならない。

### 第3章 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運用

（「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」接続の手順）

第13条 参加機関の長は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用のために必要な次に掲げる諸作業を実施するものとする。

- (1) 参加機関管理責任者を任命すること。
  - (2) システム管理責任者が既定するセキュリティ基準を満たした「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運営上必要な機器を準備すること。
  - (3) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運営上必要とされるセキュリティ基準に適合した機器及び通信手段を準備すること。
  - (4) 機関内の管理運用規程を作成して文書化し機関内に周知徹底させること。
- 2 参加機関の長は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に接続する場合、統括責任者に対して、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の趣旨に同意し、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運用管理規程に規定される責務を管理責任者に遵守させるとともに、システム管理責任者に参加申込書及び当該事業の実施に伴う責務を負う旨の同意書兼誓約書（様式3）を提出する。
- 3 システム管理責任者は、参加申込書（様式1）及び同意書兼誓約書（様式3）に基づき、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用権限を当該機関に与えるとともに、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」側の受け入れ体制を準備整備する。
- 4 システム管理責任者は、参加申込書（開示施設用）（様式5）及び同意書兼誓約書（様式3）に基づき、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の開示権限及び利用権限を当該機関に与えるとともに、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」側の受け入れ体制を準備整備する。

#### （開示施設の接続）

第14条 VPN対応ルータにより「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に接続する場合は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」専用の機器を使用しなければならない。

- 2 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」専用の機器は、ウイルス対応ソフトをインストールしたものを使用する。
- 3 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に接続された機器による「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」以外へのインターネット、メール等の外部接続は原則禁止する。

#### （参照施設の接続）

第15条 参照施設の参加機関管理責任者は、VPN対応ルータ及びVPNクラ

クライアントソフトを用いて「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に I P s e c VPNによりトンネリングする。

- 2 管理センターより配布された証明書を接続機器にインストールし、S S Lを用いて接続をする。
- 3 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に接続する機器については、ウイルス対策ソフトをインストールしたものを使用する。
- 4 ウイルス定義ファイルについては、参加機関管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。

(SNS利用者の接続)

第16条 SNS利用者は、インターネット環境を用いてSNSアプリケーションを利用する。

- 2 ふじのくにSNSに接続する機器については、ウイルス対策ソフトをインストールしたものかそれに準ずるものを使用する。

(技術サポート)

第17条 参加機関は、ふじのくにねっとの利用にあたって、技術的なサポートを必要とする場合、事務局に技術者の派遣を求めることができる。

- 2 協議会は、前項にかかる費用について、1回の派遣にかかる費用の2分の1を負担し、残額（以下、「技術サポート負担金」という。）を参加機関が負担する。ただし、1回あたりの協議会の負担の上限額は1万円とし、1事業年度2回までとする。
- 3 前項に定める協議会の負担は、参加機関が所有する機器及び設備等の修理ならびに交換等にかかる費用は含まない。
- 4 参加機関は、第2項に定める技術サポート負担金について、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル利用料規程第4条に定める納入方法により、納入しなければならない。
- 5 協議会は、第2項に定める技術サポート負担金については、利用者に対し随時、納入に関する通知を行う。

(様式)

第18条 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に関する書類の様式は、別紙のとおりとする。

#### 第4章「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」のデモ機器の運用

(デモ機器の管理)

第19条 協議会は、第15条に規定する参照施設の接続機器と同等又はそれ以上のセキュリティが確保されたモバイルのデモ機器を保有し、システム管理責任者がその管理を行うものとする。

(デモ機器の貸出)

第20条 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の参加機関以外の利用者が前条に定めるデモ機器を利用する場合は、別に定める申請書類を予めシステム管理責任者へ提出し、承認を得なければならない。

2 協議会は、前項により提出した者が、申請書類に定める誓約事項を遵守しなかった場合は、貸出しを停止することができる。

附則

この細則は、平成23年2月1日から施行する。

この細則は、平成24年10月15日から施行する。

この細則は、平成25年2月19日から施行する。

この細則は、平成28年2月23日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。